

平成 26 年 1 月 8 日

胎内市最低制限価格制度要綱の一部改正について

このことについて、以下のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

平成 26 年 1 月 8 日以降に入札公告する案件から適用します。

改正 1 最低制限価格を設定する契約

建設コンサルタント等業務については、予定価格が 100 万円以上のものに最低制限価格を設定していましたが、今後は競争入札に付すもの全てに最低制限価格を設定します。

改正 2 最低制限価格の設定方法

「中央公契連モデル」又は「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」により設定していましたが、今後は建設工事、建設コンサルタント等業務ともに次の計算式によります。

$$\boxed{\text{予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額} \times 90/100 \times 1.05}$$

(※ただし、端数処理あり)

○算出例

予定価格（消費税等を含みます。）が 2,105,250 円の建設工事（または建設コンサルタント等業務）の場合

$$\begin{aligned} \text{①入札書比較予定価格} &= \text{予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額} \\ &= 2,105,250 \text{ 円} \times 100/105 \\ &= 2,005,000 \text{ 円} \\ \text{②入札書比較制限価格} &= \text{入札書比較予定価格} \times 90/100 \\ &= 2,005,000 \text{ 円} \times 90/100 \\ &= 1,804,500 \text{ 円} (\leftarrow 1,000 \text{ 円未満を切り捨てる。}) \\ &= 1,804,000 \text{ 円} \\ \text{③最低制限価格} &= \text{入札書比較制限価格} \times 1.05 \\ &= 1,804,000 \text{ 円} \times 1.05 \\ &= 1,894,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

なお、胎内市最低制限価格制度要綱第 3 条第 2 項（次頁参照）による場合は、入札公告等でお知らせします。

【参考 胎内市最低制限価格制度要綱（抜粋）】

（旧）

（最低制限価格を設定する契約）

第2条 最低制限価格を設定する契約は、次に掲げるものとする。

- （1） 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事の請負契約であって、競争入札に付すもの
- （2） 胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成17年告示第14号)別表第1に定める業務の委託契約であって、予定価格が100万円以上のもの

（最低制限価格の設定方法）

第3条 最低制限価格は、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル又は予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて(平成16年6月10日付け国官会第367号)に準じて設定した額(1,000円未満を切り捨てた入札書比較制限価格に100分の105を乗じた額)とする。

（最低制限価格制度の対象外）

第6条 予算執行職員は、最低制限価格の設定が不相当と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

（新）

（最低制限価格を設定する契約）

第2条 最低制限価格を設定する契約は、次に掲げるものとする。

- （1） 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事の請負契約であって、競争入札に付すもの
- （2） 胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成17年告示第14号)別表第1に定める業務の委託契約であって、競争入札に付すもの

（最低制限価格の設定方法）

第3条 最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の90を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨てるものとする。)に100分の105を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により難しいものについては、設定方法を変更することができる。

（最低制限価格制度の対象外）

第6条については削除しました。